

宮城県電源立地地域対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、発電用施設（発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。以下「法」という。）第2条に規定する発電用施設（発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計の一部を改正する法律（平成15年法律第38号）附則第2条第1項の規定により法第2条の発電用施設とみなされるものを含む。））の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、市町村等が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において宮城県電源立地地域対策交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 交付金の対象となる経費は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年4月1日文部科学省・経済産業省告示第2号）第3条第1項第1号から第9号に規定する措置の区分ごとに行う事業に要する経費とし、その額は国から県に交付される額の範囲内で知事の定める額とする。

2 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 事業費

- ア 工事費
- イ 用地費及び補償費
- ウ 調査設計費
- エ 設備費
- オ 調査費、広報費及び研修費
- カ 維持運営費
- キ 事業運営費
- ク 附帯雑費

(2) 補助金

(3) 出資金

(4) 貸付金

(5) 基金造成費（(3)に掲げるものを除く。）

- ア 事業運営基金
- イ 施設整備基金
- ウ 維持補修基金
- エ 維持運営基金

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、別記様式第1号による交付申請書に様式第2号による事業計画書を添え、毎年4月1日から5月20日まで又は10月1日から10月20日（知事が特に必要と認める場合には、別に知事が定める期間）までに知事に提出するものとする。

2 申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4 知事は、第3第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 知事は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、第3第2項に定める交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 第4第1項の規定による通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）の内容の変更又は交付金事業に要する経費の配分の変更（交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に係る配分額のいずれか低い額の15%以内の範囲内で流用を行おうとする場合を除く。）をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (2) 交付金事業を行うため締結する契約については、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によること。
- (3) 交付金事業を中止し又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (4) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書（別記様式第5号）を作成しておくこと。

(申請の取下げ)

第6 第4第1項の規定による通知を受けた者であって、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、規則第7条第1項ただし書の規定により10日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の申請書は、別記様式第6号による交付金交付申請書取下届出書とする。

(状況報告)

第7 規則第10条の規定により知事が特に必要と認めて要求したときは、別記様式第7号による交付金事業実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

第8 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、交付金事業実績報告書（別記様式第8号）によるものとし、その提出期限は、同条第2項ただし書の規定により交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から20日を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月25日）までとする。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りではない。

2 交付金事業者は、規則第12条第1項及び前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税控除税額を減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により第1項の交付金事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

4 交付金事業者は、第1項の交付金事業実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した別記様式第9号による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りではない。

5 交付金事業者は、前項の規定により知事に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

6 知事は、第4項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第9 知事は、第8第1項の規定による実績報告書を受領したときは、その内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及び

これに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定して交付金事業者
に通知するものとする。

(交付金の交付方法)

第10 交付金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事
が必要があると認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払により交付することがで
きるものとする。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第10号の
1又は2による交付金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11 交付金事業者は、交付金事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費
税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第11号により速やかに知事
に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部
又は一部の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、前項の規定による命令のなされた日から15日以内とし、期限内に
納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で
計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し)

第12 知事は、次の各号の一に該当するときは、第4の規定による決定の全部又は一部を取り消す
ことができる。

- (1) 交付金事業者が第5に定める条件に違反した場合
- (2) 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付金事業者が第7、8又は第13の定めに違反した場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれ
に基づく知事の処分に違反した場合

(財産処分の制限)

第13 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用
の増加価格の単価が50万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡
し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、別記様式第12号により、知事の承認を
受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制
限期間（令和5年4月26日経済産業省告示第64号）」に定める財産の処分制限期間を経過した場
合は、この限りでない。

(交付金事業の経理)

第14 交付金事業者は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区別し、その
収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠
書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(書類の提出)

第15 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

2 この要綱により知事に提出する書類の提出方法は、電子情報処理組織を用いて電磁的記録により行う
ことができる。

附 則

1 この要綱は、平成16年2月6日から施行し、平成15年度予算に係る交付金から適用する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 宮城県電源立地促進対策交付金交付要綱（昭和57年4月26日施行）
- (2) 宮城県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱（昭和57年4月30日施行）
- (3) 宮城県電源立地等初期対策補助金交付要綱（平成12年3月15日施行）
- (4) 宮城県電力移出県等交付金交付要綱（平成12年10月10日施行）

- 3 この要綱の施行前に廃止前の宮城県電源立地促進対策交付金交付要綱、宮城県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱、宮城県電源立地等初期対策補助金交付要綱及び宮城県電力移出県等交付金交付要綱の各規定により交付の決定を受けた交付金については、なお従前の例による。
- 4 平成24年度に交付する額は、第2第1項の規定に関わらず、国から県に交付される額並びに平成23年度及び平成24年度に発電用施設周辺地域振興基金に積み立てた額の範囲内で知事の定める額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月27日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月11日から施行し、平成23年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月28日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年3月16日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。